

政令第

号

連絡調整事務局臨時設置法施行令の一部
を改正する政令案

内閣は、國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置
に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）附則第二項の規定に基き、ここに連絡調整事務局臨時設置法施行令の一部を改正する
政令を制定する。

連絡調整事務局臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十二
号）の一部を次のように改正する。

「總理應事務官」

「總理應事務官」

第二条中、専任十二人一級を専任十二人一級
専任百四十六人二級うち一人を一級とする。ができます。 専任百五十二人一級うち三人を一級とする。ができます。

専任百四十六人三級

専任百六十八人三級

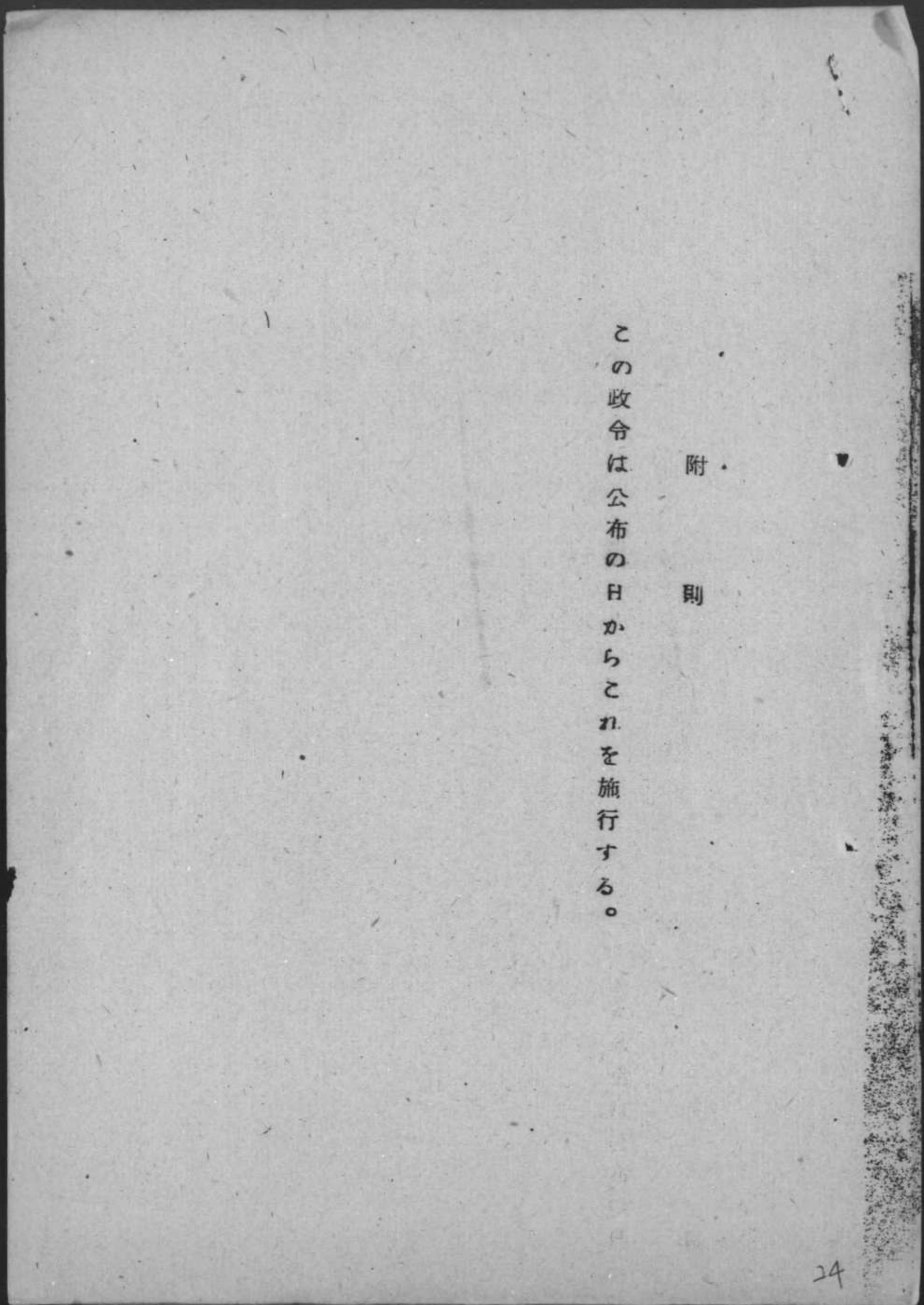
に改める。

裏面白紙

24

附 則

この政令は公布の日からこれを施行する。



理由書

嘱託制度の廃止に関する政令（昭和二十三年政令第五十六号）
第四條の規定に基く、連絡調整事務局所管臨時職員の官吏への切り替えに伴う定員増加のため連絡調整事務局臨時設置法施行令の一部を改正する政令を制定する必要があるからである。